

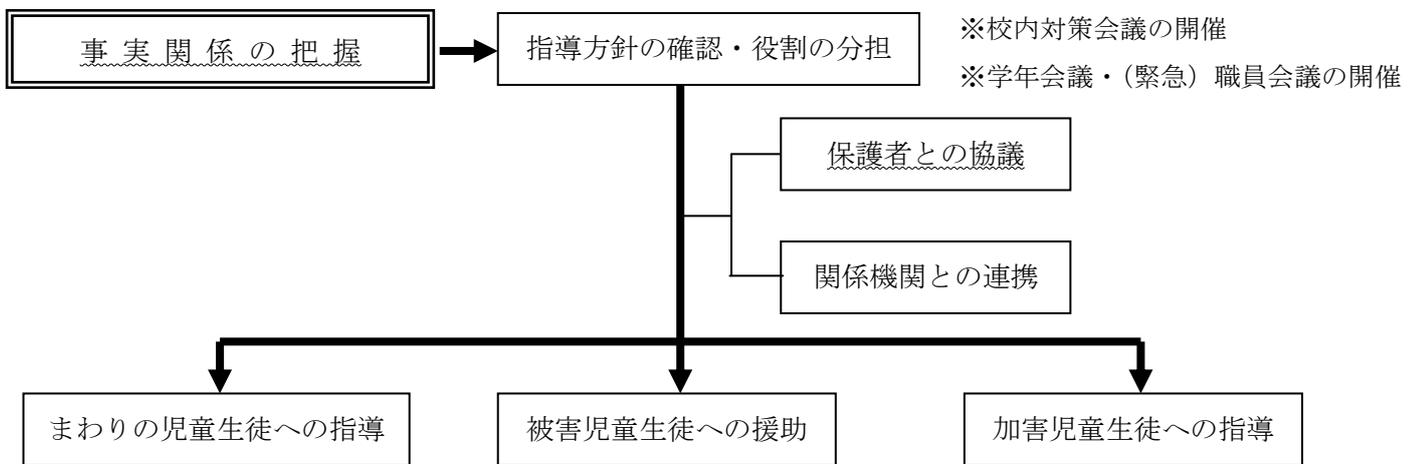
問題行動への対応指針（高槻市）

1、作成にあたって

近年、問題行動等の件数は減少傾向にあるが、暴力行為については依然課題が残っている。学校で問題行動を繰り返す児童生徒への対応は、児童生徒の将来への配慮から、発達の段階に応じて関係機関との連携による指導や一時的に別室で反省指導を行う等、「特別な指導」により対応している現状がある。

そのような状況を踏まえ、大阪府教育委員会が作成した『5つのレベルに応じた問題行動対応チャート』を参酌し、被害・加害児童生徒への組織的な指導や援助を継続して行うため、基本的な対応及び問題行動の発生時に学校として必要な対応指針（ガイドライン）を作成した。

2、基本的な対応の流れ



（事実関係の把握・保護者との協議について）

- 1、日常の学校生活において問題行動を起こす児童生徒に対しては、毅然とした態度で粘り強い指導を行うとともに、時系列に詳細な記録を残す。
- 2、児童生徒が問題行動を起こした場合は、直ちに、管理職や生徒指導主事（生徒指導担当教員）にその旨を報告する。
- 3、問題行動等について、当該児童生徒・関係児童生徒から個別に事実確認を行う。
 - ①すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認する。
 - ②先入観を持たずに対応するとともに、強制的・脅迫的な聞き取りや体罰等は厳に慎む。
 - ③聞き取る際は、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）を原則に、経過、背景、動機、状況等の把握に努める。
 - ④聞き取りは、原則複数の教員で行う。
 - ⑤保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聴く。

4、レベル1～5の対応指針（ガイドライン）について

レベル	状 況	対 応
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ことばのからかい ○授業中の私語 ○遅刻、無断欠席 ○服装・頭髪違反 ○迷惑行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職に報告する ・ 担任・学年が把握し、指導を行う ・ 保護者へ連絡する
2	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉等によるいじめ (悪口・陰口など) ○仲間はずれ ○授業エスケープ ○教師への反抗的な態度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体で情報を共有する ・ 保護者とも協議をし、指導を行う ・ 管理職又は生徒指導主事(担当)から嚴重注意を行う ・ 関係者やS C・S S Wによるケース会議を開催し、校内で組織的な指導を行う ・ 教育委員会に事前相談及び事後報告を行う ・ 少年補導協助手員、茨木少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等(以下、「関係機関等」という)に相談を行う
3	<ul style="list-style-type: none"> ○執拗ないじめ ○生徒間暴力 ○授業妨害 ○器物破損 ○喫煙 ○日常的な教師への暴言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体で情報を共有する ・ 保護者とも協議を行い、学校の方針に対する理解や協力を得て対応する ・ 関係機関等による継続指導を行う ・ 教育委員会に事前相談及び事後報告を行う ・ 個別の指導計画を作成し、別室指導等の特別な指導を継続的に行う ・ 学校の要請により、学校問題解決チームを派遣し、サポートする
4	<ul style="list-style-type: none"> ○脅迫、暴力的ないじめ ○重い生徒間暴力 ○著しい授業妨害 ○対教師暴力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体で情報を共有する ・ 保護者とも協議を行い、学校の方針に対する理解や協力を得て対応する ・ 個別の指導計画を作成し、別室指導等の特別な指導を継続的に行う ・ 高槻警察署に通報(被害届を提出)し、協力を得て対応する ・ 教育委員会に事前相談及び事後報告を行う ・ 保護者同席のもと、管理職から児童生徒に懲戒としての訓告を行う
5	<ul style="list-style-type: none"> ○重大な事案 ○レベル4を繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル4と同様の対応を行う ・ 教育委員会は出席停止の措置を行う

5、レベル3以上の対応について

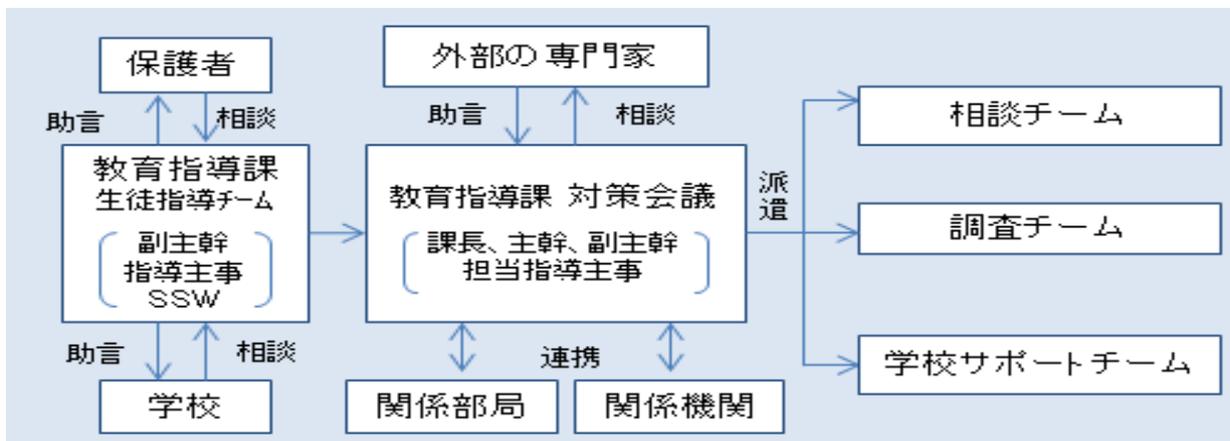
レベル3～5の事案の発生



高槻市学校問題解決チームの支援要請

(相談チーム・学校サポートチーム・調査チーム)

チーム名	支援内容
相談チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・担当指導主事がSSW等と学校の相談を受ける。 ・外部の専門家（弁護士等）の助言を受ける。 ・必要に応じて、臨床心理士や警察官OBらの専門家を派遣する。
学校サポートチーム	問題行動等を解決するために、指導主事、教育専門員（元校長OB）、大学生からなるサポートチームを派遣し、緊急課題に対する学校の取組を支援する。
調査チーム	生命や身体又は財産に関わる重大ないじめ事案が起きた場合は、教育委員会、SSW、警察官OBらからなる調査チームを派遣し、事実関係を調査する。



6、参考資料

高槻市教育振興基本計画 【基本施策】(9) 組織的な生徒指導の推進

問題行動に対する学校の役割は、対処（適当な処置をする）ではなく、児童・生徒の判断力や実践力を育成する指導を行うことです。各学校では、規範意識、善悪の判断力を育成するため、教育委員会や関係機関とも連携し、組織的な指導を粘り強く行います。

- 問題行動を繰り返す児童・生徒に対しては、一時的に別室で反省指導を行う等、特別な指導を実施します。
- 教育委員会は、学校の生徒指導をサポートするための体制を整え、必要に応じ学校に派遣します。また、警察、子ども家庭センター、茨木少年サポートセンター等の関係機関とも積極的に連携を図ります。
- 他の児童・生徒への暴力行為や、授業妨害などの行為を繰り返し、学校が最大限の努力を行っても改善が見られない場合は、その保護者に対し、教育委員会として出席停止を命じます。

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（文科省通知）平成19年2月5日

1. 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

2. 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

3. 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。